

議事概要

会 議 の 名 称	第 2 1 回 枚 方 市 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 策 本 部 会 議
開 催 日 時	令 和 2 年 4 月 1 5 日 (水) 1 7 時 0 0 分 から 1 8 時 0 0 分 まで
開 催 場 所	特 別 会 議 室
案 件 名	<p>1. 協議案件</p> <p>(1) 職員の在宅勤務の実施について</p> <p>(2) 生活支援にかかる電話相談窓口設置について</p> <p>(3) 更なる感染拡大防止に向けた保育所（園）等の休園について</p> <p>2. その他</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限の要請等について</p> <p>(2) 市が関係するイベント等の自粛について</p>
提出された資料等の名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ (本部通知) 交代制勤務の実施について ・ 在宅勤務の方法及び業務内容について ・ 在宅勤務の勤務形態について ・ コロナ関連生活支援コールセンターの設置について ・ 保育園等の休園について ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更 (新旧対照表) ・ 施設の使用制限対象施設一覧 ・ 府民のみなさまへ ・ 緊急事態措置に関するFAQ
決定事項等	<p>1. 協議案件</p> <p>(1) 窓口職場や少人数職場等では、3班体制が困難な場合、2班体制等各職場の実態に即した勤務形態で実施。保健所等への事務応援職員は、対象から除き、応援業務は、交代勤務制の実施の中で対応を行う。</p> <p>(2) 生活支援にかかる電話相談窓口設置は、24日（金）から市独自の相談窓口を開設する。人員は、庁内職員の事務応援体制にて対応。来庁者は、健康福祉総合相談で対応。</p> <p>(3) 4月20日（月）から5月6日（水）まで、保育所（園）を原則、休園とする。※保育が必要な場合、各施設に「保育利用申請書」の提出により利用可とする（市職員を含む）。</p>